

鳥取市地域介護・福祉空間整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域介護・福祉空間整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、既存の高齢者施設等への災害時の安全対策の強化を行う事業者に対して経費の一部を補助することにより、本市における高齢者施設等の入所者及び利用者の安全確保に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の区域において行う別表1第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1第2欄に掲げる施設の設置者であり、かつ、市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち別表1第5欄に掲げる経費とする。

2 前項に定めるもののほか、補助対象経費の算定に当たっては地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け発老0529001号厚生労働省老健局長通知）（以下「国実施要綱」という。）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号厚生労働省事務次官通知）に基づくものとする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、次の各号に掲げるところにより算定される額のうち、いずれか最も少ない額により算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる事業ごとに当該アからウまでに定める額

ア スプリンクラー等整備事業及び防災改修事業 別表1第1欄に掲げる区分ごとに同表第3欄に掲げる基礎単価に同表第4欄に掲げる単位数を乗じて得た額と同表第5欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額

イ 非常用自家発電設備整備事業及び水害対策強化事業 別表1第1欄に掲げる区分ごとに同表第3欄に掲げる基礎単価に同表第4欄に掲げる単位数を乗じて得た額と同表第5欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（定員30人以上の施設はその額に4分の3を乗じて得た額）

ウ 給水設備整備事業 別表1第1欄に掲げる区分ごとに同表第3欄に掲げる基礎単価に同表第4欄に掲げる単位数を乗じて得た額と同表第5欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額

(2) 補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。

以下同じ。)を除く。)

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付の申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号とする。

3 補助対象者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条第2号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告の時期等)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了の日以降に市が実施する工事完了検査に合格した日（以下「合格日」という。）から14日を経過する日と合格日の属する年度の翌年度の4月2日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

3 補助対象者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、本補助金に係る仕入税額控除相当額を市に返還しなければならない。

5 交付決定後規則第12条の報告書を提出するまでに年度の末日が到来する場合にあっては、補助対象者は、当該年度（当該報告書を提出すべき年度（合格日の属する年度をいう。）を除く。）における補助対象事業の実績について、当該年度の翌年度の4月20日までに様式第5号により市長に報告しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具とする。

(2) その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより自らに収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第13条 規則第17条の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、書類等を整備し、これらの書類等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して5年間又は第11条第1項に規定する期間のいずれか長い期間保存しておかなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月22日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月24日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月7日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月19日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月2日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月8日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行し、平成26年2月6日以後の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月4日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月30日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年10月6日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 平成28年度までの補助金に係るこの要綱による改正前の鳥取市地域介護・福祉空間整備事業補助金交付要綱第11条から第14条までの規定は、この要綱の施行日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表1（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1			2	3	4	5	6		
区 分			対象施設	基礎単価	単位	補助対象経費	備考		
スプリンクラー等整備事業	スプリンクラー整備	1,000 m ² 未満	軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模ケアハウス、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス	10,460円の範囲内で市長の認めた額	対象施設ごとに1 m ² 当たり	工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。） 工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	当該事業における工事請負費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合はこの限りでない。		
		1,000 m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合		10,460円の範囲内で市長の認めた額／1 m ² と 2,630 千円の範囲内で市長の認めた額との合計額	対象施設ごと				
	300 m ² 未満の施設に自動火災報知設備を整備する場合			1,170 千円の範囲内で市長が認めた額	施設数				
	500 m ² 未満の施設に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合			351 千円の範囲内で市長が認めた額	施設数				
防災改修事業			認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス	8,330 千円の範囲内で市長が認めた額	施設数				
			小規模ケアハウス	16,600 千円の範囲内で市長が認めた額					
非常用自家発電設備整備事業／水害対策強化事業			特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院	市長が認めた額	施設数				
			認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模	8,330 千円の範囲内で市長が認めた額					

	多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス				
	小規模ケアハウス	16,600 千円の範囲内で市長が認めた額			
給水設備整備事業	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、小規模ケアハウス、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス	市長が認めた額	施設数		